

学位規則及び課程博士審査規程運用に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、名古屋外国語大学学位規則（以下「学位規則」という。）及び名古屋外国語大学大学院課程博士審査規程（以下「課程博士審査規程」という。）の運用について定める。

(申請資格)

第2条 博士の学位を申請することのできる者は、課程博士審査規程第2条第1項各号の一に該当しているほか、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。ただし、国際文化分野の学位を申請する者は、一及び二に関しては、これと異なる要件を課すことがある。

- 一 学位論文提出時点で、1編以上の論文が学会誌又はこれに準ずるものに掲載されていること、又は、これと同等の研究業績を有すること。
 - 二 学位論文提出時点で、学会又は研究会において2回以上研究発表又は研究報告を行っていること。ただし、そのうち1回は国際学会又は国際研究会もしくは、国内の全国的規模の学会又は研究会であること。
 - 三 博士後期課程在学中に「研究経過報告書」を提出し、その認定を受けていること。
 - 四 博士論文の提出に際しては、指導教授（不在の場合は、関連する本研究科大学院担当教員）の許可を得ていること。
- 2 課程博士審査規程第2条第1項第1号の「特に優れた研究業績」とは、既に論文、著書等の形で公表された研究成果が、博士學位論文の中心部分として、相応しい内容を備えていると認定された場合を意味するものとする。

(博士候補資格)

第3条 学位規則第5条第1項及び課程博士審査規程第2条第1項第1号に定める博士候補資格とは、博士後期課程における円滑な学位授与を促進するため、学位取得プロセスにおいて、学生が一定レベルに達し、学位取得の見込みがあると認められる場合、そのことを明らかにする資格であり、博士論文を提出するためには、博士候補資格の認定を受けなければならない。

- 2 博士候補資格は、本学博士後期課程に1年以上在学し、所定の単位を修得したうえ、指導教授による、研究計画書（先行研究、研究方法等を含む。）及び博士候補資格取得論文の審査に合格した者について、指導教授からの提案に基づき、研究科会議の議を経て認定される。なお、博士候補資格取得論文は、博士後期課程入学後執筆した学会誌掲載レベルの論文とする。
- 3 博士候補資格の認定を受けようとする者は、指導教授の同意を得て、原則として博士後期課程2年次1期以降標準修業年限内の1月の所定の日までに研究科長あて申請するものとする。ただし、申請は3回までとする。なお、課程博士審査規程第2条第1項第2号に定める単位取得後退学者で博士候補資格を有しない者が再入学した場合は、再入学時に申請できるものとする。
- 4 博士候補資格認定を受けた者（以下「博士候補」という。）は、毎年、研究経過報告書の提出が求められる。
- 5 博士候補は、博士論文の提出まで研究指導を受けるものとする。
- 6 博士候補は、博士學位申請前の9月又は1期末修了の場合は3月に、論文定稿提出前の中間報告が課され、指導教授及び論文内容に関連する本研究科大学院担当教員2名による審査と承認を経て、學位申請をすることができる。研究科会議が必要と認めるときは、本研究科大学院担当以外の本学教員及び学外適任者を審査委員に入れることができる。
- 7 博士候補は、博士後期課程在学年限内に博士論文を提出し、審査及び試験に合格した場合、課程博士の学位が授与される。
- 8 博士候補が標準修業年限3年（休学期間を除く。）を超えて引き続き在学する場合の授業料、教育充実費は免除されるが、指導料（30,000円/年）を納付するものとする。

(研究経過報告書)

第4条 博士論文作成にあたっては、博士後期課程在学中に指導教授の指導を受けて、その同意のもとに研究経過報告書を作成して提出し、その認定を受けるものとする。

2 研究経過報告書は、次の各号により作成するものとする。

一 研究経過報告書には、次の事項を記載する。

- (1) 博士論文(仮)題目
- (2) 博士論文提出予定年度
- (3) 博士論文に関するこれまでの研究経過 (和文3,000字程度、欧文1,500語程度)
- (4) 今後の博士論文執筆計画 (和文3,000字程度、欧文1,500語程度)
- (5) 研究業績一覧(公表された論文、研究ノート、報告書及び学会等での発表等を記載する。)

二 表紙には、専攻、分野、氏名及び指導教授名を記載し、各自簡易製本して3部提出する。

三 内容については、指導教授の指示を受ける。

3 研究経過報告書の提出期日は、1月15日(土・日・祝日の場合は、その翌授業日)とする。

4 研究経過報告書は、2年次以降毎年1回提出するものとする。ただし、3年次に論文を提出する者は、2年次1回とする。また、特に優れた研究業績をあげた者で、博士後期課程2年次に論文を提出しようとする者は、1年次に研究経過報告書を提出しなければならない。

5 研究経過報告書の認定は、指導教授からの提案に基づき、研究科会議の議を経て研究科長が行う。

(後期課程履修による単位取得後退学)

第5条 後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、研究経過報告書を2年次以降毎年1回提出し、その認定を受けた者は、課程履修による退学願を研究科長あて提出することができる。

2 上記による退学願の承認は、研究科会議の議を経て学長が行う。

第6条 本大学院が、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3カ月以内に博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の要旨を公表する。

(論文の公表等)

第7条 学位授与後に論文を公表する場合は、名古屋外国語大学審査学位論文と明記することとする。

附 則

1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。

2 学位規則及び課程博士審査内規運用に関する申合せ(平成12年11月13日制定)は、廃止する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。(第3条、第5条及び第7条関係)

附 則

1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。(第3条関係)

2 改正後の第3条第8項中「教育充実費」とあるのは、平成25年度以前入学生については、「施設費」と読み替えるものとする。